

# 東三河ドローン・リバー構想推進協議会

## 入会案内

### ☆入会方法☆

本協議会にご参画いただける場合は、東三河ドローン・リバー構想推進協議会入会申込書及び研究会参加申込書に必要事項をご記入の上、協議会事務局までご提出ください。

様式は豊川市HP(<http://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/machizukuri/20200801river.html>)よりダウンロードできます。

#### ○ 会員

条件： 豊川市及び新城市の区域内及びその近隣市町村の区域内に本社、支店又は営業所等を有する企業、事業所又は団体であること

会費： 年間 10,000 円

#### ○ 協力会員

条件： ドローンエアモビリティ関連事業者であること

会費： 無料

### ☆企業版ふるさと納税について☆

本取組に寄附いただける場合「企業版ふるさと納税」による税制優遇が受けられます！！

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

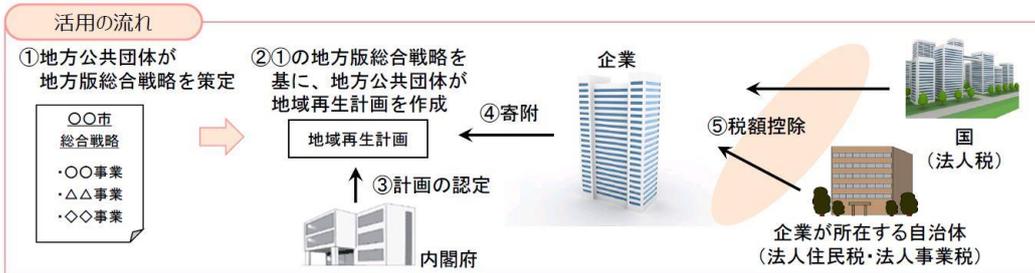
**制度のポイント**

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。  
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円法人関係税が軽減。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)  
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)  
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)



提出先: 東三河ドローン・リバー構想推進協議会事務局

豊川市役所 産業環境部 商工観光課  
 電話 0533-95-0263 FAX 0533-89-2125 メール shoko@city.toyokawa.lg.jp

新城市役所 産業振興部 産業政策課  
 電話 0536-23-7634 FAX 0536-23-7047 メール shoukou@city.shinshiro.lg.jp